

「施設整備基本構想（案）」についてのご意見に対する回答

貴重なご意見ありがとうございました

案 件 名 施設整備基本構想（案）について
意見募集期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月24日（火）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、4名の方から24件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する組合の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する組合の考え方】

※回答の中で「施設整備基本構想検討委員会」を「検討委員会」といいます。

	ご意見の内容	組合からの回答（対応）
1	蕨市のごみを戸田市で受け入れる必要があるのか。戸田市で受け入れる理由は。	蕨戸田衛生センター組合は、蕨市と戸田市（設立当時は戸田町）の塵芥し尿を共同処理することを目的に、「蕨市戸田町塵芥し尿処理組合」として、1959（昭和34）年に両市町により設立された一部事務組合※です。組合は、その設立目的から両市のごみを受け入れ処理しています。 ※一部事務組合は、地方自治法に基づき、複数の自治体が事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体です。
2	蕨戸田衛生センターという名称について。戸田市にあるのに、なぜ蕨が先なのか。	「塵芥し尿処理場の設置・名称及び位置を定める条例」において、その名称が定められています。 なお、名称は昭和34年の設立当初は「蕨市戸田町塵芥し尿処理組合」、昭和41年に「蕨戸田塵芥し尿処理組合」、昭和55年に「蕨戸田衛生センター組合」に変更されてきた経緯があります。

3	<p>現在、戸田市に施設があるため、次は富士見球場あたりは考えられないか。</p>	<p>ご意見の場所については、P34の地図上の建設可能エリア⑤にありますが、整備用地選定の過程で、要件に該当しませんでした。</p> <p>なお、検討経過は第1回検討委員会の資料・議事録をご参照ください。</p> <p>https://www.warabitoda-e-c.or.jp/aboutus/facilitydevelopment/basicconcept.html</p>
4	<p>建設可能エリアは都市計画等で工業系の用途が望ましいと記載されているが、工業系エリアでも多くの住宅が建設されている。当時ごみ処理場が建設されてから、周辺にはどのくらいの住戸数が増えているのか。増えている場合、今後増えることが想定されるため、再考すべきでは。</p>	<p>P30第4章整備用地の設定のとおり、整備用地の決定にあたっては、法的制約条件等による除外地域要件設定、土地利用の現況に基づく制約条件等からの候補地抽出、候補地の適性評価を経て整備用地を決定しました。この経過において、諸条件を踏まえると決定した用地以外に該当する土地はありませんでした。</p>
5	<p>除外地域要件で防災面の配慮に土砂災害のみ記載されている。荒川が決壊すると、戸田市は浸水するが、水害については検討しないのか。</p>	<p>P40において、用地の適性評価の要件として、浸水想定、浸水被害記録を設け評価を行い、対策を実施することで対応可能と評価しています。</p> <p>蕨市、戸田市のハザードブック（マップ）では、荒川氾濫の場合ほぼ全域が浸水想定区域となっており、整備用地は浸水深1.0から3.0m未満が想定される場所です。具体的な対策については、環境省が示す「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」に基づき実施します。</p>
6	<p>概算事業費には土地代が含まれているか。蕨市のごみを受け入れているため、土地代を含めて算定し、もし蕨市に土地がなければ、引き続き戸田市に迷惑施設を建設することとなるため、蕨市が土地の費用を全額負担すべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>概算事業費に土地代は含まれていません。整備用地は昭和53年に両市の負担をいただきながら民有地を取得した組合所有地、及び組合設立時から組合が所有している土地です。</p>

7	<p>先般の火災以降、市外にごみを搬出しているようであるが、現在の用地を企業誘致や宅地とし、税収を増やし、その費用で市外に搬出し続ける場合と比較し、新たに施設を建設することと、どちらがどの程度高くなるか。</p>	<p>ごみ（一般廃棄物）の処理は「自区内処理」が原則です。現在は火災による施設停止のため、緊急避難的に 8 自治体の 12 施設、8 か所の民間施設へ処理をお願いします。各自治体は自区内のごみ処理が優先されるため、当組合の火災復旧までの間に限り可能な範囲で受け入れを認めており、組合施設復旧後は受け入れ中止となります。また民間施設も含め各施設の稼働状況により受け入れ量、受入日ともに変動し不安定であることから、現在行っている外部搬出はあくまで緊急避難的な方法で、今後も永続的に行うことは困難な状況にあります。</p> <p>『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、市町村は自らの責任で自区内の一般廃棄物を処理しなければならない旨が定められております。両市の将来にわたるごみの安定処理のためには、自区内のごみ処理を行う施設が必要であることから、ごみの市外搬出を前提とした検討は行っていません。</p>
8	<p>市外に搬出し続けた場合のメリット・デメリットは。</p>	<p>回答7のとおりです。</p>

9	<p>蕨市のごみを受け入れなければ施設が小さく済むと考えられるが、その場合の試算はどの程度になるか。</p> <p>また、戸田市蕨市それぞれに建設した場合は、それぞれの市でどの程度の概算金額になるか。</p>	<p>両市のごみの受け入れ処理については、回答1のとおりです。</p> <p>なお、国では平成9年にごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的とし「ごみ処理の広域化計画について」の通知を发出されました。その後、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等に加え、現在では「人口減少への対応」や「脱炭素社会の実現」に資するため、広域化・集約化が推進されています。</p> <p>以上、回答1の当組合設立の経緯、ごみ処理を取り巻く社会情勢等を鑑み、両市それぞれに施設を建設することは検討していません。</p>
10	<p>蕨市民は迷惑施設が近くになく、戸田市がすべて迷惑を被っているので、建設費・用地費・運営費は蕨市が多く支払うべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>組合の運営にかかる経費については、『蕨戸田衛生センター組合規約』により定められており、両市の負担割合についても本規約で定められています。</p> <p>蕨戸田衛生センター組合規約 (経費)</p> <p>第14条 組合の経費は、組合の事業(財産)より生ずる収入及びその他の収入をもってこれに充て、なお不足と認められるときは、次の比率により関係市が負担する。</p> <p>(1) 組合費の負担比率は、蕨市5対戸田市5とする。</p> <p>(2) 組合費以外の経費の負担比率は関係市の人口の百分比に蕨市にあつては100分の6.5を加え、戸田市にあつては100分の6.5を減じた数による。</p> <p>2 第1項第1号の「組合費」とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 議会費(議会運営に係る一切の経費)</p> <p>(2) 総務費(塵芥し尿処理場の管理運営上必</p>

		<p>要な経費)</p> <p>ア 管理者、事務職員及び嘱託員に係る人件費</p> <p>イ 管理者交際費</p> <p>ウ 用地の取得に要する経費</p> <p>エ 建物施設及び自動車等の保険料</p> <p>オ 水質検査室及び台貫に要する経費</p> <p>カ その他塵芥し尿処理場の管理に必要な経費</p> <p>(3) 前号に係る公債費</p> <p>(4) 監査に要する一切の経費</p> <p>3 第1項第2号の「組合費以外の経費」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 衛生費（塵芥し尿処理施設の運転に要する一切の経費）</p> <p>ア 現場用務員に係る人件費</p> <p>イ 塵芥し尿処理に要する需用費、原材料費及び工事請負費</p> <p>ウ 塵芥し尿処理に要する使用料及び賃借料</p> <p>エ 塵芥し尿処理に要する備品費</p> <p>オ その他塵芥し尿処理に要する経費</p> <p>(2) 塵芥し尿処理施設の建設に要する経費</p> <p>(3) 前号に係る公債費</p> <p>4 第1項第2号の人口とは、前年度末日における住民基本台帳登録人口をいう。</p>
11	現在の衛生センター建設当時の戸田市・蕨市の建設費用の負担割合は。	回答10のとおりです。
12	現在の運営費の負担割合は戸田市にメリットがある仕組みになっているのか。	回答10のとおりです。
13	現在の用地は戸田市から借りているものなのか。	組合の所有地であり、戸田市からの借地ではありません。

14	<p>地域住民の憩いの場として、ごみ焼却の余熱を利用した温水プール、温浴施設や集会所等を併設した多目的施設を整備してはどうか。</p>	<p>P29に記載のとおり、施設整備にあたっては、地域に貢献できる機能を付加する方針としています。</p> <p>具体的な内容については、今後策定する「施設整備基本計画」等の中で検討していくこととなります。地域の皆様のご意見も伺いながら、実現可能な貢献機能を検討してまいります。</p>
15	<p>各種ごみの持ち込みレーンの構築等も検討してはどうか。</p>	<p>市民によるごみの直接搬入は、搬入件数の増加により安全確保が困難となったことから、平成22年度に受け入れを停止した経緯があります。</p> <p>今後、次期施設整備に際しては、搬入レーンの構築や施設配置等の検討に合わせ、自己搬入の可否について検討してまいります。</p>
16	<p>令和7年7月の火災により復旧には多額の費用がかかるとともに、今後もまたいつ発生するかわからないものだと思う。そのリスクを軽減するため、ごみの分別の促進や焼却物の減量が重要である。</p> <p>「ごみ」という表現を改め、「もやすもの」、「もやさないもの」、「粗大ごみ収集券」を「資源回収チケット」とするなど市民や事業者の意識の啓発をし、ごみの分別を促進していただきたい。</p>	<p>令和7年7月の粗大ごみ処理施設の火災は、リチウムイオン電池などの二次電池が原因であった可能性が高いと考えています。</p> <p>二度とこのような火災を起こさないためには、受け入れる施設側の対策だけでなく、ごみを出す市民の皆様による『正しい分別』へのご協力が不可欠です。ご提案いただいた意識啓発は、分別の促進や減量を進める上で非常に貴重な視点であると受け止めています。</p> <p>名称の変更については、現在のごみ処理体系や関連規則との整合性も含め、藤・戸田両市の環境部門と連携しながら、より分かりやすく、分別の意欲が高まるような周知方法・啓発のあり方を検討してまいります。</p>

17	<p>さいたま市境に新たに建設することが考えられますが、基本構想作成にあたり、近くに内谷中学校があります。中学校やPTAに、説明をおこなったのか。また、説明を行った時の中学校やPTAはどのようなことを話していたか。</p>	<p>現在は今後の整備の方針を定める基本構想の策定段階であるため、学校やPTAへの個別の説明は実施していませんが、今後計画を具体化する「施設整備基本計画」の策定や法律に基づく調査「生活環境影響調査」などを行う過程で、地域の皆様に説明する機会を設けるなどし、情報共有を図ってまいります。</p>
18	<p>基本構想作成にあたり、さいたま市側の地元町会など地元の声を構想に反映させたか。</p>	<p>さいたま市（内谷、辻、白幡地区）を含めた近隣自治会で構成される「蕨戸田衛生センター組合連絡協議会」の会長及び副会長に検討委員会の委員として参加をお願いし、さいたま市より2名の役員の参加をいただき、審議において意見をいただいております。</p> <p>なお、この会議の経過につきましては「蕨戸田衛生センター組合連絡協議会」の会議においても報告を行い、協議会全体への情報共有を図っています。</p>
19	<p>基本構想作成にあたり、さいたま市とどのような話し合いをして、さいたま市はなんと言っているのか。</p>	<p>基本構想策定の過程では、協議はしておりません。しかし、今後、施設の詳細を検討する「施設整備基本計画」の策定や、法律に基づく「生活環境影響調査」の実施段階においては、隣接するさいたま市とも情報の共有や、協議を適切に行ってまいります。</p>
20	<p>先日の火災で稼働していないのなら、さいたま市側に接近することなく、同じ場所に建てることはできないのか。</p> <p>費用の問題ではなく安全の問題なのでそのほうが地元としては心配がない。</p>	<p>火災で停止していた焼却施設は、復旧作業を行い、令和8年3月から順次、運転を再開し、通常稼働に戻る予定です。その後は通常稼働を続けながら並行して次期整備を進め、新施設稼働後に現施設を解体することとなります。施設の配置等については、今後構想を具体化する「施設整備基本計画」等において検討してまいります。</p>

21	<p>先日の火災により施設に不安があります。施設の火災の対策をどのように考えているか。</p>	<p>今回の火災を受け、「蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議」を設置し、火災の検証を行いました。この中で行った検証結果や今後の再発防止策等の取組みについて、次期施設整備の検討においても活かしてまいります。なお、会議の報告書については、組合のホームページにて公開しています。</p> <p>https://www.warabitoda-e-c.or.jp/news/recent/post-176.html</p>
22	<p>北側は道路がなく敷地境がさいたま市となり、迷惑施設がさいたま市に近づくことについて、火災や臭いに対し高い壁をつくるなど対策を考えているのか。</p>	<p>具体的な対策については、今後の「施設整備基本計画」等において、施設の配置等と併せ検討してまいります。なお、施設整備にあたっては、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、周辺地域の環境面の影響を把握するため、「生活環境影響調査」を実施します。大気、騒音、臭いなどの項目を調査し、その結果に基づき、適切な対策を講じてまいります。</p>
23	<p>焼却場の隣によく、温水プールなど建設しますが、低額で利用できる施設建設など、さいたま市への地元対策はあるのか。</p>	<p>回答14のとおりです。</p>
24	<p>新たに作るなら、このような住宅が増えているところに作るのではなく、戸田市以外や河川敷など人が少ないところに作れないのか。せっきく広大な敷地があるのだからここには大型店舗があったほうが地元が喜ぶと思う。</p>	<p>回答4及び7のとおりです。</p>